

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係
許 認 可 等 名	特別療養費の支給
根 拠 法 令	国民健康保険法
根 拠 条 項	第54条の3第1項
連 絡 先	(電話 621 - 5159)
	<p>特別療養費の支給 国民健康保険法 第54条の3第1項          保険者は、世帯主がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書          の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等          又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主に対し、          その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。</p> <p>特別療養費の支給申請 国民健康保険法施行規則 第27条の5          法第54条の3第1項の規定により特別療養費の支給を受けようとする          ときは、世帯主は、特別療養費支給申請書を保険者に提出しなければならない。</p> <p>[添付書類]          療養につき算定した費用の額に関する証拠書類</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 90日(休日を含む)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)